

港湾局における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 横浜港関係機関と連携した検疫体制の協議・確認

- (1) 水際対策として、日々入港する貨物船等の検疫について、港湾管理者の立場から、横浜検疫所、横浜海上保安部、関東地方整備局等に働きかけ、連絡体制、船舶の停留場所、手順、役割分担等の協議・確認を行いました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある船舶が入港した場合は、錨地検疫で対応することを原則とし、海上保安部が検疫所の対象船舶への移動等を支援することとなりました。
- (3) PCR検査の結果等により着岸する場合は、本市が関東地方整備局と連携し、滞留期間、船種・船型、利用状況等を踏まえた岸壁の確保、地元関係者等への周知、物資の補給、排水・廃棄物の対応等について調整することとしました。

2 事業者への支援状況

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への支援策として、港湾施設使用料、土地建物貸付料及び水域占用料の支払猶予を実施しています。
- (2) 4月下旬に施設等の使用者へご案内をお送りし、猶予を希望される場合には、申出書をご返送いただくことで、次のとおり納付期限を猶予する対応を行っています。

	猶予期間
港湾施設使用料	6か月間（8月末までに納期限が到来するもの）
土地建物貸付料	
水域占用料	上半期分（8月末納期）を令和2年度末まで

- (3) 6月1日時点の猶予申出件数は、港湾施設使用料41件、土地建物貸付料13件、合計54件となっています。

3 主な市民利用施設等の状況

- (1) 所管する屋内の市民利用施設では、帆船日本丸・横浜みなと博物館が県の基本方針を踏まえ、2月28日から休館し、屋外の市民利用施設では、海づくり施設、横浜港シンボルトワー、八景島が政府の緊急事態宣言を受け4月8日から利用休止しました。
- (2) いずれの施設も6月1日から、消毒液の設置、マスクの着用等の感染症予防対策を行ったうえで、順次利用を再開しています。
- (3) また、臨港パーク、赤レンガパーク等の港湾緑地においては、密接・密集回避の啓発看板を設置しています。

4 クルーズの再開に向けた取組状況

(1) 国への緊急要望

5月19日に国土交通省、厚生労働省及び外務省に対して、次の3点を柱として要望を行いました。

ア クルーズ船利用者の安心のための感染症対策の構築

乗船時の健康チェックの実施、船内の密接・密集の防止や隔離スペースの確保、感染症発生時の対応等のガイドライン策定

イ 検疫体制の強化

錨地での円滑な検疫を行うための体制の確保、着岸検疫のための岸壁整備や広域的な港湾管理者相互の協力体制の構築

ウ 港湾就労者等への感染防止資材の確保・支援

港湾就労者に対するマスク、消毒液等の感染防止資材の確保や、必要に応じた資材の提供

(2) クルーズ再開に向けたガイドライン策定の取組

現在、国、有識者、船会社等からなるワーキンググループに港湾管理者の代表として本市が参加しており、市民及び利用者の安全・安心の確保と港湾におけるクルーズ船受入体制等の検討を行っています。

(3) 全国クルーズ活性化会議の取組

市長が会長を務める全国クルーズ活性化会議（141団体参加）の事務局として、クルーズ船の安全対策や再開に向け、感染症に対応した受入れ指針の策定等の要望を取りまとめ、今後、国及び船会社に働きかけていきます。

5 その他

(1) 世界主要港湾の共同宣言

4月24日に横浜港を含めた世界の主要港湾20港で、新型コロナウイルス感染症対策として、世界の物流の維持を目的に、①港湾機能の維持、②国際海上貿易の継続、③海上貿易を保護するための情報交換などに取り組むことを宣言しました。

(2) 上海港からのマスク寄附受入

友好港である上海港(上海市交通委員会)より、医療用マスク1,000枚の寄附を受け、本市新型コロナウイルス対策本部を通じて市内医療機関に配付しました。